

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。

(3) 事業者等 事業（その準備行為を含む。）を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止等について市民及び事業者等の意識の啓発等に努めなければならない。

2 市は、客引き行為等の禁止等に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

3 市は、客引き行為等に関して、市民及び事業者等から苦情又は意見があったときは、適切に処理するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、公共の場所において、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（重点区域の指定等）

第6条 市長は、市民及び事業者等と協働して客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等対策重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ学識経験者等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民及び事業者等に周知するよう努めなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

6 市は、重点区域において客引き行為等の禁止等に関する自主的な取組を行う団体に対し、必要な支援を行うものとする。

（禁止区域の指定等）

第7条 市長は、重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 前2項の禁止区域の指定等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、客引き行為等を行い、又は行わせた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第10条の規定による命令に従わないとき。

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

ない。

（土地等の所有者等への通知）

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

（関係機関への情報提供）

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市民及び事業者等から提供された情報を、関係機関に対し、提供することができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条から第13条まで、第16条及び第17条の規定は、同年10月1日から施行する。